

商号登記の改正

2002年11月1日から、会社の商号登記で、従来認められなかったローマ字などを使用できるようになります。

1. 使用できるローマ字やその他の符号

1) ローマ字 (大文字および小文字) 2) アラビア数字 3) 「&」(アンパサイド)「'」(アポストロフィー)「,」(コンマ) 「-」(ハイフン)「.」(ピリオド)「.」(中点) 使用は、字句を区切る符号に限定されます。 商号の先頭・末尾での使用は不可。「.」(ピリオド)のみ末尾で使用可能。
---

2. 既存会社の商号をローマ字などで登記するための手続き

現 状	登記の内容	添付書類	登録免許税
定款上日本文字	株主総会で定款変更決議 商号の変更の登記の申請	株主総会議事録	本店所在地 3万円 支店所在地 9千円
定款上ローマ字 登記上カタカナ	登記の更正の申請*	会社の現行定款	本店所在地 2万円 支店所在地 6千円

\*従来も、定款上商号をローマ字で定めることは認められていました。

3. 類似商号

改正後も、類似商号の判断基準は変更ありません。  
 発音上、文字上、観念上の類似を主要部分または全体を比較して判断します。  
 例えば「HONDA」と「本田」は発音上の類似に該当します。

お見逃しなく！

1. 他社に先を越されないためにする11月1日前のローマ字商号の仮登記  
 つぎの理由から仮登記の実益はありません。
  - 1) カタカナ商号とローマ字商号は、一般的に類似商号に該当すること。  
 例えば、「スズキ株式会社」と「SUZUKI 株式会社」は類似商号に該当。
  - 2) 11月1日の施行日前には、仮登記でもローマ字を使用できないこと。
2. 商号に用いてよい文字
  - 1) 11月1日以降あらたに認められる商号
    - (1) ローマ字と日本文字を組み合わせた商号：ABC 東京株式会社、大阪 XYZ 株式会社
    - (2) 数字だけの商号：777 株式会社
  - 2) ローマ字に振り仮名を付けたり、読みをカッコ書きすることは認められません。
  - 3) 会社の種類を示す株式会社、有限会社などは商号中に日本文字で表す必要があります。  
 「株式会社」を「K.K.」「Co.,Ltd」「Co.,Inc.」などと表すことは認められません。
3. 今後、英米の著名企業の名称をそのまま、商業登記するケースが相当でできます。